

令和6年(2024年)12月26日

保護者様

札幌市教育委員会
札幌市立石山中学校
校長 網島 七恵

春季休業期間の変更について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

このたび、下記のとおり、札幌市立学校管理規則等の一部改正により、市立幼稚園、小中学校、義務教育学校、特別支援学校の春季休業日の期間を2日間延長することといたしました。

今後とも学校教育法施行規則において定められている学習に必要な授業時数を確保しつつ、教育活動の一層の充実に努めてまいりますので、保護者の皆様には、引き続き、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正の内容

校種	現行	改正後
小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校(小学部・中学部)	春季休業日 3月26日から4月5日まで	春季休業日 3月26日から4月7日まで
幼稚園	春季休業日 3月26日から4月6日まで	春季休業日 3月26日から4月8日まで

2 改正の趣旨

- ・学校における新年度の教育活動の準備業務は、主に春季休業期間に行っておりますが、特に4月1日から始業式までの稼業日には、新たに着任する教職員も含めた新体制で推進する業務が数多くあります。
- ・これまでは、春季休業期間における4月当初の稼業日が、その年の暦により3~5日間と変動する中で、入学・転入の受付のほか、学級編成や教材の採択、学校安全計画や年間カリキュラムの構築など、新年度に向けた様々な業務を行ってきました。
- ・子どもを取り巻く社会環境等が大きく変化する中、一人一人の子どもが安全・安心に学ぶことができる教育環境を一層整えていくことが重要です。
- ・そこで、一人一人の子どもの学びを支える指導体制の構築や教育環境の整備など、1年間の教育活動の土台づくりに必要な業務を着実に行うことができるよう、4月当初の稼業日を暦にかかわらず、毎年度5日間確保するために、春季休業日の期間を2日間延長することといたしました。

3 その他

入園・入学式など新年度の計画については、改めてお知らせします。

【連絡先】改正に関わること 札幌市教育委員会教育課程担当課 TEL211-3891
学校の計画に関わること 札幌市立石山中学校 TEL591-8853